

## 補助金の額 及び 補助対象経費について

### ○補助金の額

補助金の額は、次に掲げる額のうちいずれか低い額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、1,500,000円を上限とする。

- 1 補助対象経費の合計額
- 2 本市の区域内に子ども食堂を開設した回数に30,000円を乗じて得た額  
（例：開催回数が20回の場合 20回×3万円＝60万円）

### ○補助対象経費

	区 分	内 容
1	謝礼金	ボランティアへの謝礼や衛生管理講師に支払う謝金 など <del>※従業員(常勤職員及び非常勤職員)の人情費、共済費は補助対象経費の対象外</del>
2	研修費	保健衛生に係る研修会への参加料、受講料 など
3	旅費	食材の運搬、食材・弁当の宅配時に必要な交通費、研修への参加交通費 など
4	消耗品費 (取得価格が単価10,000円未満のものに限る。)	チラシや活動資料等の作成のためのコピー用紙、インク代、食器、調理用品、衛生用品 など <del>※備品購入費は補助対象経費の対象外</del>
5	燃料費	食材の運搬、食材・弁当の宅配時に必要な車両のガソリン代 など
6	食糧費	子ども食堂の開催に必要な弁当やお惣菜の購入代 など
7	印刷製本費	チラシや活動資料等の印刷費 など
8	光熱水費	会場の電気代、ガス代、水道代
9	食材購入費	子ども食堂の開催に必要な食材の購入代 など
10	通信運搬費	インターネットの通信料、携帯電話の通話料、切手代、ハガキ代
11	手数料	振込手数料 など
12	保険料	保険掛金 など
13	委託料	ホームページの作成、チラシ・ポスターのデザイン等の委託料 など
14	使用料	栄養管理・栄養計算ソフトの使用料 など
15	賃借料	会場や駐車場の借用に係る費用、車両や物品の借用に係る費用 など

注

- 1 いずれの補助対象経費についても、子ども食堂の開催に直接必要な経費に限る。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、子ども食堂を開設する団体の申請により、次に掲げる事業を補助対象事業とすることができる。
  - (1) 学習支援、遊び体験の提供、生活指導その他の支援を行う事業
  - (2) 文房具、生理用品その他の子どもの生活に必要な物品の提供を行う事業
- 3 補助対象事業との関連が明確でない経費は、補助対象経費として認めない。

#### 4 燃料費、光熱水費、通信運搬費、賃借料その他の補助対象経費の算出について

例えば、「月額での支払いである場合」や「使用割合が10/10でない場合」は、実情に応じた割合で按分をする等、適切な方法により補助対象経費を算出するものとする。

- 5 補助対象事業の実施に要した費用に関し寄附金その他の収入がある場合にあっては、当該収入の額を限度として市長が定める額を控除するものとする。